

基本行政法〔第4版〕 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
p 40	【設問1】 「財務省設置法 <u>3条</u> および4条17号」	→以下に修正 「財務省設置法 <u>3条1項</u> ・4条1項17号」
p 85	16行目 末尾 「である。」	→以下に修正 「である <u>(法律には条例を含む)</u> 。」
p 104	下から2行目 「別の章立てして」	→以下に修正 「別の章立て <u>に</u> して」
p 116	3行目 「処分について <u>と</u> られる」	→以下に修正 「処分について <u>執</u> られる」
p 145	下から2行目 (1)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 147	9行目 (2)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 182	8行目 「経済的自由を <u>放棄</u> することに」	→以下に修正 「経済的自由が <u>制限</u> されることに」
p 346	コラム10行目 「判例の定式 (→ <u>276</u> 頁)」	→以下に修正 「判例の定式 (→ <u>335</u> 頁)」

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）（未完）
p 3	図のタイトル 「【法の <u>三</u> 大分野と憲法】」	→以下に修正 「【法の <u>3</u> 大分野と憲法】」

p 29	下から 6 行目 「建築基準法 65 条」	→以下に修正 「建築基準法 65 条 (現 63 条)」
p 264	【設問 3】下から 2 行目 「出訴期間 (行訴法 14 条)」	→以下に修正 「出訴期間 (同法 133 条 1 項)」
p 265 ～266	p 265 末尾～ p 266 1 行目 「ただし、 <u>行訴法 14 条 1 項ただし書の「正当な理由」</u> があることを主張することは考 えられる」	→以下に修正 「 <u>なお、土地収用法 133 条 1 項は行訴法 14 条 1 項の特則として 3 月の不変期間を定める</u> 」
p 382	図の右側 下から 2 行目 「理由 B を付記」	→以下に修正 「理由 B を提示」